

教育課程・試験等成績評定要領

I 教育課程

第1 教育課程の編成

- 1 教育課程の編成に当たっては、長野県林業大学校条例第2条の規定による設置目的に従い、学生の能力、適性、進路等を考慮するとともに、地域の特色を活かした教育ができるよう努めるものとする。
- 2 授業科目及び単位数
長野県林業大学校管理規則第7条の別表（以下「規則別表」という。）によるものとする。
- 3 規則別表以外の教育活動
規則別表以外の教育活動は、クラブ活動、学校行事、寮活動からなるものとする。

第2 教育課程の編成に当たって配慮すべき事項

- 1 各授業科目の1単位とは、講義は15単位時間、実習等は30単位時間を標準とする。
- 2 1週当たりの授業時数は、40単位時間を標準とし、1単位時間は45分とする。
- 3 規則別表以外の教育活動は、年5週を下らないようにするものとする。
- 4 必要に応じて選択科目を設けることができる。

第3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

指導計画の作成に当たっては、各授業科目及び授業科目以外の教育活動について相互の関連を図り、全体として調和のとれた具体的な計画とし、発展的、系統的な指導を行うほか、次の事項について配慮するものとする。

- 1 各授業科目については、適切な内容を取扱い、目標や内容の趣旨を逸脱しないこと。
- 2 実習等については、理論と実際が遊離しないよう配慮すること。
(1) 実習等の授業科目の指導に当たっては、関係する授業科目と密接な関連性を持たせること。
(2) 実習等によって特に必要な技術事項を総合的に習得させるとともに、勤労についての正しい観念と習慣を養うよう配慮すること。
- 3 授業科目によっては、見学実習をもって実習等に代えることができること。この場合、見学実習はその授業科目の内容に直接関連があり、また、その成果が教育的に評価できるものであること。
- 4 個々の学生の能力、適性等の的確な把握に努め、その伸長を図り、適切な進路指導を行うこと。
- 5 教職員と学生及び学生相互の好ましい人間関係を育て、学生指導の充実を図ること。
- 6 教科書その他の教材、教具を活用し、学校図書室を計画的に利用すること。
- 7 指導の効率を高めるため、教授の協力的な指導が行われるよう工夫するとともに、学生の興味や関心を十分把握し、自主的、自発的に学習する意欲を高めるよう指導すること。
- 8 健康で安全な生活を営むために必要な習慣や態度を養い心身の調和のとれた発達を図るため、体育の指導については学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上については体育及び保健体育の授業科目の時間はもちろん、各授業科目以外の教育活動にあっても十分指導するよう配慮すること。

第4 規則別表以外の教育活動

1 目標

次の事項により、望ましい集団活動を通じて豊かな充実した学生生活を経験させ、自律的、自主的な生活態度を養うとともに、社会の形成者としての必要な資質の基礎を育てる。

- (1) 人間として相互に尊敬し合い、友情を深めるとともに集団の規律を遵守し、責任を重んじ協力して共同生活の充実発展に尽くす態度を養う。
- (2) 広く考え、公正に判断し、誠実に実践する態度を養うとともに、公民としての資質、特に社会連帯の精神と自治的な能力の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を増進し、個性を伸長するとともに人間としての望ましい生き方を自覚させ、将来の生活において自己を表現する能力を育てる。
- (4) 健全な趣味や情操を育て、余暇を活用する能力を養うとともに、勤労を尊重する精神の確立を図る。

2 内容

(1) クラブ活動

クラブ活動は、学年、寮等の所属を離れて共通の興味や関心をもとに組織し、文化的な活動、体育的な活動及び生産的な活動のいずれかに属する活動を行う。

(2) 学校行事

学校行事は、学校の教育方針の理解を含め愛校心を育てるとともに、望ましい校風の形成に役立つよう配慮し、主として全校又は学年による集団的活動及び進路の選択決定等に関する事項とし、次の事柄を行う。

ア 教務儀式的行事

イ 体育的行事

ウ 健康、衛生的行事

エ 防災、安全的行事

(3) 寮活動

寮活動は、学生の自主的運営に基づき共同生活をとおして集団の一員として行動し、友情を深め集団の規律を守り、責任を重んじ、協力して共同生活の充実発展に尽くす態度を養う。

II 試験並びに成績評定

第1 単位取得の認定に必要な単位時間

原則として、規則別表に定める講義（特別講座は除く。）は、その時間数の 2/3 以上、実習等はその時間数の 4/5 以上出席しなければ当該授業科目の受験資格等を失う。ただし、忌引、就職、その他校長が止むを得ないと認めた場合に係る欠席は、当該講義、実習等の出席単位時間に含めるものとする。

第2 試験の時期

試験は、担当講師が講義の進度に応じて適宜行うものとする。

第3 試験の方法

1 講義に係るもの

(1) シラバスに定めるとおりとする。

(2) 試験の科目及び日時は、原則として試験実施の 14 日前に公示する。

(3) 試験中不正行為があった場合は、直ちに答案を回収し、退席を命じ、その答案を無効とする。

2 実習等に係るもの

シラバスに定めるとおりとする。

3 校外研修、体験研修、特別講座及びインターンシップに係るもの

シラバスに定めるとおりとする。

第4 成績の評点

成績の評点は、次の方法によって行うものとする。

- 1 100点法をもってする。
- 2 60点から100点までを合格とし、60点未満を不合格とする。
- 3 成績の評定は次により表示する。

評点が95点以上で特に優秀な者	秀
評点が80点以上95点未満の者	優
評点が70点以上80点未満の者	良
評点が60点以上70点未満の者	可
評点が60点未満の者	不可

第5 再試験

再試験は、次の場合を除き原則として認めないものとする。

- 1 天災地変等のため受験不能となり、後日その旨を届け出したとき。
- 2 病気、その他止むを得ない理由で、事前に欠席を届け出て、校長の承認を受けたとき。

第6 追試験

追試験は、試験の成績が60点に達しないとき、原則として1回に限り認めるものとする。

第7 追（再）試験の手続き

該当者に対しては、予め学級担任から本人に通知する。該当者は、指定の期日までに追（再）試験願（別記様式）を提出するものとする。

第8 追試験の得点

追試験による得点の評価は、その試験科目合格者の最低得点を上限とする。

第9 進級、卒業の認定

長野県林業大学校管理規則第7条に規定する授業科目及び単位数において、1年次8単位及び3科目以上、2年次12 14/15単位及び3科目以上不認定の者は、進級及び卒業することができない。

第10 施行月日

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。